

議案第 44 号

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 3 月 10 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 46 号)が平成 28 年 2 月 24 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団員等公務災害補償の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例(昭和42年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1の部1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の部1の項中「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の箱根町消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた箱根町消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金(以下この項において「傷病補償年金」という。)及び同条第2号に規定する休業補償(以下この項において「休業補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。